

お 知 ら せ

平成25年5月22日

「おんせん県」商標登録出願の結果について

去る、平成24年10月9日に特許庁に申請した「おんせん県」の名称の商標登録出願につきましては、以下のとおり通知がありました。

記

- 1 通知名 「拒絶理由通知書」（商標登録をすることができない理由）
- 2 発送日 平成25年5月10日（金）
- 3 受理日 平成25年5月13日（月）
- 4 拒絶理由 商標法第3条第1項第6号

前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

- ・「温泉県」は温泉を多く有している県を紹介する言葉として既に広く使用されていること。
- ・「おんせん県」という商標は「多数の温泉を有する県」という意味合いにすぎないと判断されること。

5 今後の対応

今回、特許庁の判断によって、「おんせん県」は商標等により使用制限されることなく、観光宣伝などでも一般的に活用できることがわかりました。

今後とも「日本一のおんせん県おおいた ♨️ 味力も満載」のキャッチフレーズを活用したPRに官民一体となって取り組んでまいりますので、引き続き、ご支援とご協力をお願いします。

【担当】 観光・地域振興課 観光企画班 柴北
TEL 097-506-2118



日本一のおんせん県おおいた  味力も満載

みりよく